

市営住宅の入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

◆みなみ原団地

所在地 青沼841-14

間取り 3LDK 構造 RC造

募集戸数 3戸

◆諸井団地

所在地 玉造甲4175

間取り 3DK 構造 RC造

募集戸数 1戸

■応募資格

次の①～④のすべての要件に該当する方

①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方

②市税等を滞納していない方

③条例で定める基準内の収入である方

(例) 一般世帯の場合（1世帯の合計所得額・控除額）÷12≧15万8千円以下
④入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

■申込方法

所定の申込書に必要な事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出（申込書は市のホームページからもダウンロードできます）。

■必要書類

①住民票（入居しようとする家族全員の記事のあるもの）

②収入等を証明する書類（収入のある方全員の最新の課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど）

③未納がないことを証明できる書類（納税証明書）

その他申し込み状況により、上記以外に必要な書類があるときは、追加で提出していただきます。

■申込期限

8月19日（金）

■入居者の選考

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い、入居者を決定します。

児童扶養手当現況届について

こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

児童扶養手当の現況届受付について、次の日程で行います。

現況届が未提出の場合、8月分（12月支給分）からの手当が支給になりませんのでご注意ください。ご案内通知は、8月中旬の発送を予定しています。

なお、現況届の用紙は市役所にありますので、窓口で申請の際は、事前に通知した内容を確認の上、必要書類を持参してください。

■提出期間

8月18日（木）～8月31日（水）

※土・日を除く

■受付時間

平日（3庁舎）

午前8時30分～正午／午後1時～午後5時15分

夜間（玉造庁舎1階こども福祉課のみ）

8月29日（月）～8月31日（水）
午後5時15分～午後8時

（未申告の方は、夜間の受付ができません）

■提出場所

こども福祉課（玉造庁舎）

総合窓口室（麻生庁舎、北浦庁舎）

※注意

児童扶養手当は毎年、本人の所得、扶養家族の所得、事実婚の有無、年金受給の状況、その他から判断しております。以前、該当にならなくても今年度は該当になりうることもございます。児童扶養手当未申請で該当と思われる方は、お問い合わせください。

放課後児童クラブ（キッズ）・降園後保育（エンゼル）の業務委託について

こども福祉課（玉造庁舎）
☎0299（55）0111

放課後児童クラブと降園後保育のさらなる充実と利用しやすいものとするために、民間事業者への業務委託を7月1日から実施しました。それに伴い、土曜キッズと1日保育時の開設時間を拡大しますので、ご利用ください。

■受託業者

株式会社 共立メンテナンス

■主な変更点

▼1日保育時の開設時間

午前8時～午前7時30分

▼土曜キッズの開設場所

麻生キッズ・北浦キッズ・玉造キッズ

空き家の実態調査のお知らせ

総務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

市では、空き家の実態調査を実施します。この調査では空き家と思われる家屋を訪問して状況確認をするとともに、危険家屋などの実態確認を行います。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■調査対象

市内の空き家・空き店舗等

■調査期間

8月から11月まで

■調査方法

・空き家と思われる建物について、市が委託した事業所の調査員が外観調査および写真撮影を行います。

・調査にあたり、調査員がみだりに敷地内に立ち入ることはありませんが、玄関先または呼び鈴がある位置まで立ち入ることはありますので、ご了承ください。

・調査員は市が発行した身分証明書を携帯しています。

・調査において、業務上知り得た個人

人情報を他に漏らしたり、不当な目的に利用することはありません。

・本調査は今後の空き家対策検討のための基礎資料を作成するために行うものであり、課税等には一切関係ありません。

・近隣にお住まいの皆さまには、調査員が空き家と思われる建物についてお尋ねすることがありますが、差し支えない範囲で結構ですので、情報提供にご協力いただけますようお願いいたします。

平成28年度家族介護慰労金の支給について

介護福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

平成28年5月31日現在、介護保険の要介護4・5の65歳以上在宅高齢者を介護する方に、慰労金を支給します（ただし、在宅高齢者が90以上の入院または入所した場合を除きます）。

■金額 年額 1万円

■申請期間

8月16日（火）～9月16日（金）

※対象者には通知します。

平成28年度難病患者福祉見舞金の支給申請について

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

市では、難病患者に対して、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに福祉の増進を図るため、「難病患者福祉見舞金」を支給しています。

平成28年度も支給対象になる方は、申請をしてください。

■対象者

行方市に住所を有する方で、茨城県から交付された「指定難病特定医療費受給者証」をお持ちの方

■金額 年額 2万円

■申請期間

9月1日（木）～10月31日（月）

■必要書類

- ① 「指定難病特定医療費受給者証」
- ② 難病患者本人の預金通帳
- ③ 印鑑
- ④ 申請者が保護者のときは、保護者であることを証明できるもの（運転免許証など）

犯罪被害者支援に

ご理解をお願いします

公益社団法人いばらき被害者支援センター

☎029（232）2738

犯罪の発生は防止しなければなりません。しかし、現実に犯罪は発生し、被害者が生まれます。被害者の方々の直面するさまざまな問題を一緒に考え、もとの平穏な生活を取り戻すことができよう、当センターはさまざまな支援をしています。

安全で安心して暮らせる社会を実現するために、犯罪被害者へのご理解をお願いします。

■犯罪被害相談

☎029（232）2736

■性暴力被害相談

☎029（350）2001

■お問い合わせ

茨城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人いばらき被害者支援センター
事務局 ☎029（232）2738

いばらき被害者支援

検索

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間のお知らせ

【問い合わせ】水戸地方法務局 人権擁護課 ☎ 029-227-9919

高齢者・障害者に対する暴行・虐待などの人権侵害が大きな社会問題になっています。法務局では、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」を実施し、電話で悩みをお持ちの方の相談に応じます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

- 期 間 9月5日（月）～9月11日（日）までの7日間
- 時 間 午前8時30分から午後7時まで
※ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時までとなります
- 電話番号 ☎ 0570-003-110（全国共通人権相談ダイヤル）
- 相談員 人権擁護委員・法務局職員



屋外広告物の表示には許可が必要です

～まちの良好な景観のために～

まちの中には、さまざまな種類の「屋外広告物（※）」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可を受けることが必要です。

まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などの壁面利用広告などをいいます。

◆屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

(1) 自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）

次の場合は、禁止地域でも表示することができます。

- ・ 広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合
- ・ 広告物の合計面積が100㎡以下（第1種禁止地域にあっては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下）で、許可基準に適合し、市町村長の許可を受けた場合



(2) 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合など

道路の敷地境界から一定の範囲の区域（商業地域等を除く）、信号機の付近などの「禁止地域」および街路樹、道路標識、電柱などの「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

◆屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として条例に基づく罰則の対象となりますのでご注意ください。

◆老朽化していたり固定が不完全である屋外広告物は、強風時に倒壊や落下し通行人等に危害を及ぼす恐れがあるため、速やかに撤去、改修等を行ってください。

◆条例に違反する屋外広告物を表示すると、**罰金刑（最高100万円）**に処されることがあります。条例の規定を遵守し、美しいまちづくりにご協力ください。

◆屋外広告物の許可手続きや許可基準などについては、下記問い合わせ先へご相談ください。新たに店舗等を建築するなどの際に、屋外広告物を表示する場合は、事前にご相談をお願いします。

【問い合わせ】都市建設課都市計画グループ（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

茨城県土木部都市局都市計画課都市行政グループ ☎ 029-301-4579

浄化槽をお使いの皆さまへ

【問い合わせ】下水道課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

茨城県生活環境部環境対策課 ☎ 029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、皆さまのご協力をお願いします。

保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。
また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清 掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ばっ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。
- 市の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に1回行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（☎ 029-291-4004）に申し込みをしてください。
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽はトイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 市では、浄化槽の設置について戸別浄化槽整備事業を実施しています。この事業は、個人から分担金および使用料をいただき、市が浄化槽を設置・維持管理し、適正な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るものです。
詳しくは、下水道課までお問い合わせください。



高齢者を対象とした無料の歯科検診を実施します！

【問い合わせ】茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課

☎029-309-1212

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を9月1日から12月31日（歯科医療機関の休診日を除く）に実施します。

■対象者

後期高齢者医療被保険者の方で、

- ①昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの方
- ②昭和10年4月1日～昭和11年3月31日生まれの方
- ③昭和5年4月1日～昭和6年3月31日生まれの方

※8月に、対象となる方に歯科健康診査のご案内を送付します。



■受診場所

歯科医師会所属で、本事業を実施する歯科医療機関。実施歯科医療機関については、茨城県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

■受診回数

1年度につき1回

■実施方法

ご案内が届きましたら、同封してある実施歯科医療機関一覧表の中から、ご希望の歯科医院に予約し、「被保険者証」、「歯科検診のご案内」、「受診票」、「健康手帳」、「歯ブラシ」を持って受診してください。

※「問診票」は事前にご記入ください。

■検診内容

問診、口腔内の状態の検査や口腔機能の評価など

※受診料は無料ですが、歯科検診に引き続き治療を行う場合には別途料金がかかります。

シリーズ 国民健康保険

交通事故にあった時は届け出を…

交通事故や傷害事件など、第三者（相手）の行為によって負傷した場合も、国民健康保険で治療を受けることができます。ただし、この場合の治療費は本来第三者が支払うもの（自賠責保険などにより賠償するもの）ですので、一時的に国民健康保険が立替払いし、あとから第三者へ請求することになります。

上記のような場合で、国民健康保険証を使用して治療を受けようとするときは、必ず市役所の窓口にて「第三者行為による被害届」を提出してください。

届け出に必要なものなど詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国民健康保険は使えなくなります。

※自損事故等で相手がない場合も、「損害賠償請求法（法第64条）非該当届」の提出が必要です。



【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

税金のお知らせ

不動産公売の案内

今月の税金

○市県民税 第2期
○国民健康保険税 第2期
納付期限（口座振替日）は
8月31日です。

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

- 公売日時 9月29日（木）
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 麻生保健センター（麻生庁舎隣）
- 執行機関 行方市

■公売対象不動産

売却区分	所在	地番	地目	地積 (㎡)	見積金額 (円)	公売保証金 (円)
16-1	小高字源次郎谷	1525 番	田	773	495,000	50,000
	小高字源次郎谷	1526 番	田	2896		
16-2	小貫字香取谷	682 番	田	2035	245,000	25,000
16-4	玉造字鳥名木	甲 6972 番	田	2412	650,000	65,000
16-5	芹沢字榎本	1919 番 7	畑	793	190,000	20,000

- 農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 電話 0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811



安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。

中退共 CHU TAI 小企業 退職金 共済制度 KYO

詳しくはホームページをご覧ください。

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211